随意契約締結情報

当社が令和3年1月に締結した100万円を超える契約のうち、

日本赤十字社会計規則第36条の規定に基づき随意契約を締結したものは以下のとおりです。

※随意契約を行う際は、可能な限り2社以上の業者から見積書を徴収し、最も安価な額を提示した業者と締結を行います。

No.	契	約	名	称	契	約	締	結	日	契	約	の	相	手	方	契	約	金	額	契	約	理	由
1	令和2年	度日赤和哥	次山発送代		令和	口3年	1月1	5日		ダイ 会社		プリン	⁄ティ	ング材	朱式	1, 4	63, 5	08円				がる場合 管をさせ	